

甲 第 2 0 号 議 案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(岡山市暴力団威力利用等禁止条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 岡山市暴力団威力利用等禁止条例（平成 2 4 年市条例第 4 号）第 8 条
- (2) 売春等取締条例（昭和 2 8 年市条例第 4 8 号）第 3 条から第 6 条まで
- (3) 岡山市安全・安心まちづくり条例（平成 1 7 年市条例第 8 号）第 2 3 条
- (4) 岡山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成 6 年市条例第 3 0 号）第 1 8 条
- (5) 岡山市環境保全条例（平成 1 2 年市条例第 4 6 号）第 5 8 条から第 6 3 条まで
- (6) 岡山市屋外広告物条例（平成 7 年市条例第 5 1 号）第 4 0 条第 1 項

(岡山市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 2 条 岡山市個人情報保護法施行条例（令和 5 年市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「参入」を「算入」に改める。

附則第 7 項から第 9 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岡山市吏員退隠料条例の一部改正)

第 3 条 岡山市吏員退隠料条例（昭和 2 4 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第8条の2第1項中「禁こ以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第10条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第17条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)第18条の3第3号及び第4号並びに第18条の4第1項第1号及び第5項第1号

(2) 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項

(3) 岡山市消防表彰並びに賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例(昭和27年市条例第39号)第8条

(4) 岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第12条第5項第4号イ、第24条第5項第2号、第31条第4項第4号イ並びに第43条第2号及び第4号イ

(5) 岡山市花き地方卸売市場業務条例(令和2年市条例第29号)第12条第4項第4号イ、第25条第3項第4号イ及び第35条第3項第2号

(岡山市職員退職年金等に関する条例の一部改正)

第5条 岡山市職員退職年金等に関する条例(昭和29年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項第3号中「懲役、又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の2第1項中「禁こ以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第20条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第6条 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岡山市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第7条 岡山市心身障害者扶養共済制度条例(平成20年市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(岡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 岡山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令(条例を含む。)の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条第1号の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第18条の4第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)、第4条第2号の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに岡山市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役を拘禁刑に改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 3 5, 0 0 0 円」を「2 1 8, 0 0 0 円」に改める。

別表調査研究費の項中「経費」の次に「（視察旅費を含む。）」を加え、同表研修費の項中「要する経費」の次に「（旅費を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

提案理由

政務活動費の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
2 7 年市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項を次のように改める。

4 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第

		30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の8の項及び9の項を次のように改める。

8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。以下同じ。)に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの

		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の17の項及び18の項を次のように改める。

17	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第1	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
市長		



	34号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の20の項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付(以下「旧特例給付」という。)」に改め、同表22の項を次のように改める。

22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の27の項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による」の次に「妊婦のための支援給付，」を加え，同表31の項中「特例給付」を「旧特例給付」に改め，同表に次のように加える。

32 市長	岡山市子ども医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，別表第2の27の項の改正規定は，令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の制定に伴い，個人番号の利用の範囲を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例  
(岡山市職員等の旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員等の旅費等に関する条例（昭和 3 6 年市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所）」を「，居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 5 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが，」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条第 1 項中「第 3 0 条」を「第 2 7 条」に改め、同条第 6 項中「（その者の扶養

親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「交通機関の事故又は天災その他任命権者が」を「天災その他規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「ときは」を「場合には」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項本文中「これを変更」を「その変更を」に、「旅行命令簿又は旅行依頼簿」を「旅行命令書又は旅行依頼書」に、「旅行命令簿等」を「旅行命令書等」に、「当該旅行に関する」を「規則で定める」に、「これを当該旅行者に提示」を「当該事項を当該旅行者に通知」に改め、同項ただし書中「旅行命令簿等」を「旅行命令書等」に改め、「旅行に関する」を削り、「提示」を「通知」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は、」の次に「前項ただし書の規定により」を加え、「旅行命令簿等に当該旅行に関する」を「旅行命令書等に同項に定める」に、「提示」を「通知」に改め、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条中「旅費は」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「がたい場合には、」を「難しい場合には、その」に改める。

第7条から第11条までを削る。

第12条第1項前段中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「所定の請求書に必要な書類を添えて」を「市長が別に定めるものを」に改め、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項中「第1項に規定する請求書の様式及び第3項」を「前2項」に改め、「期間」の次に「その他必要な事項」を加え、同条を第7条とし、第13条を第8条とする。

第14条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削り、同条第12項中「第1項」を「前項」に、「種類」を「種目」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長、常勤の監査委員、水道事業管理者及び市場事業管理者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分

された鉄道により移動するときは最下級（市長，副市長，常勤の監査委員，水道事業管理者及び市場事業管理者が移動する場合には，最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は，船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は，第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長，副市長，常勤の監査委員，水道事業管理者及び市場事業管理者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は，内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長，副市長，常勤の監査委員，水道事業管理者及び市場事業管理者が移動する場合には，最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は，航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は，第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は，内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には，最下級の運賃の額とする。

3 航空賃は、旅行命令権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができる。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1本邦の表区分の欄に応じ、それぞれ同表指定職職員等の欄に掲げる額の範囲内において規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第15条から第20条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、国家公務員等の旅費支給規程第14条第1項に定める額の範囲内において規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積もりをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。



(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(市内旅費)

第20条 第9条第2項の市内旅費は、次に定める岡山市内における旅行に対して支給する。

- (1) 市内出張を命ぜられた職員が、公務上の必要により交通機関を利用し、直接実費を負担する場合は、その実費額を市内旅費として支給する。この場合において、利用する交通機関の種類及び経路は、最も経済的な方法によるものとする。
- (2) 市内出張を命ぜられた職員が、公務上の必要により所属長（職員が配属された機関の長をいう。）の承認を受けて自家用車を使用した場合は、市内旅費として、路程に応じ1キロメートル当たり25円の額を支給する。この場合の路程については、最も経済的な通常の経路により計算するものとする。

第21条から第25条までを削る。

第26条中「次の各号に規定する旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第26条を第21条とする。

第27条第1項中「次の各号に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、規則で定めるところにより自家用車を使用した場合に支給するものを除く。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、第6条及び当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第28条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「規定により」を「規定による」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第29条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第3章の規定」を「国家公務員の例」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の」を加え、「の手續きその他施行について」を削り、同条を第28条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、岡山市職員等の旅費等に関する条例（昭和36年市条例第9号）の規定に基づき、市長、副市長、常勤の監査委員、水道事業管理者及び市場事業管理者が支給を受けるこれらの額に相当する額とする。

第9条中「（昭和36年市条例第9号）」を削る。

別表を削る。

（岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「旅費」の次に「の種目」を加え、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし」に、「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の」を「その」に、「し、航空賃については旅客運賃による」を「する」に改める。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和33年市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「旅費」の次に「の種目」を加え、「車賃, 日当, 宿泊料及び食卓料とし, 鉄道賃, 船賃, 車賃, 日当, 宿泊料及び食卓料の額は別表に定めるところにより, 航空賃の額は旅客運賃による」を「その他の交通費, 宿泊費, 包括宿泊費及び宿泊手当とし, その額は, 岡山市職員等の旅費等に関する条例(昭和36年市条例第9号)の規定に基づき, 職務の級(岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)に基づく人事委員会規則に規定する行政職基準職務表による職制上の段階をいう。)が局長級以下の者が支給を受ける額に相当する額とする」に改め, 同条第2項中「(昭和36年市条例第9号)」を削り, 同項ただし書を削る。

別表を削る。

(岡山市吉田財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 岡山市吉田財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年市条例第81号)の一部を次のように改正する。

別表中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

(岡山市下谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 岡山市下谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年市条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第7条 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和27年市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「旅費は」を「旅費の種目は」に, 「車賃, 日当, 宿泊料, 食卓料, 移転料, 着後手当及び扶養親族移転料とし, 鉄道賃, 船賃, 車賃, 日当, 宿泊料及び食卓料の額は, 別表のとおりとし, 航空賃は旅客運賃により, 移転料, 着後手当及び扶養親族移転料の額」を「その他の交通費, 宿泊費, 包括宿泊費, 宿泊手当, 転居費, 着後滞在費及び家族移転費とし, その額」に, 「中」を「の規定に基づき」に, 「の職務に

ある者相当の旅費額」を「が支給を受けるこれらの額に相当する額」に改める。

別表を削る。

(岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部改正)

第8条 岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の種目は，鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費，宿泊費，包括宿泊費及び宿泊手当とし，その額は，岡山市職員等の旅費等に関する条例の規定に基づき，職務の級（岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）に基づく人事委員会規則に規定する行政職基準職務表による職制上の段階をいう。）が部長級以下の者が支給を受けるこれらの額に相当する額とする。

別表第3を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「旅費」の次に「の種目」を加え，「車賃，日当，宿泊料及び食卓料とし，鉄道賃，船賃，車賃，日当，宿泊料及び食卓料の額は」を「その他の交通費，宿泊費，包括宿泊費及び宿泊手当とし，その額は，」に改め，「により，航空賃は，旅客運賃」を削る。

第9条第1項中「第25条」を「第20条」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分	鉄道賃・船賃・航空賃・その他の交通費・宿泊費・包括宿泊費・宿泊手当
教育委員会委員	岡山市職員等の旅費等に関する条例の規定に基づき，市長，副市長，常勤の監査委
市議会議員のうちから選任された監査委員	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	

人事委員会委員長	員，水道事業管理者及び市場 事業管理者が支給を受ける額 に相当する額
人事委員会委員	
農業委員会会長	
農業委員会会長職務代理者	
農業委員会委員	
農地利用最適化推進委員	
選挙管理委員会委員長	
選挙管理委員会委員	
区選挙管理委員会委員長	
区選挙管理委員会委員	
土地区画整理審議会委員	
建築審査会委員	
開発審査会委員	

別表第3（第3条関係）

区分	鉄道賃・船賃・航空賃・その 他の交通費・宿泊費・包括宿 泊費・宿泊手当
固定資産評価審査委員会委員長	岡山市職員等の旅費等に関す る条例の規定に基づき，職務 の級（岡山市職員の給与に関 する条例に基づく人事委員会 規則に規定する行政職基準職 務表による職制上の段階をい う。）が課長級以下の者が支 給を受ける額に相当する額
固定資産評価審査委員会委員長職務代理者	
固定資産評価審査委員会委員	
法令又は条例の規定による委員等（別表第2に定める もの及びこの表において別に定めるものを除く。）	
嘱託員	
医師である嘱託員	
弁護士である嘱託員	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市職員等の旅費等に関する条例，第2条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例，第3条の規定による改正後の岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例，第4条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例，第7条の規定による改正後の岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例，第8条の規定による改正後の岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例及び第9条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の岡山市職員等の旅費等に関する条例等」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し，施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については，なお従前の例による。ただし，施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し，かつ，施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については，当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，令和7年3月31日以前において本市から本市以外へ赴任した者のうち，令和7年4月1日に本市へ赴任する者の当該赴任に係る旅費の支給については，なお従前の例による。

(旅費の内払)

- 4 この条例による改正前の岡山市職員等の旅費等に関する条例，議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例，岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例，証人等の実費弁償に関する条例，岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例，岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて既に支給を受けている旅費は，改正後の岡山市職員等の旅費等に関する条例等の規定による旅費の内払とみなす。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に伴い，旅費の種目及び内容を改めるため，関係条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 2 4 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成 1 3 年市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表市民生活局の項を削り、同表市民協働局の項に次の 1 号を加える。

(7) 区政の推進をはじめとした、身近な行政サービスの総合的で効率的・効果的な提供による市民生活の向上

第 3 条の表市民協働局の項の次に次のように加える。

スポーツ文化局

- (1) 市民のスポーツ・文化芸術活動の振興と支援
- (2) スポーツ・文化芸術施策の推進によるまちの活性化と一体感の醸成

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効率的、効果的な業務執行体制を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

- (3) 市が所有する土地及び建物の有効活用を図るため、市長が特に必要があると認める  
とき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

普通財産及び行政財産の貸付に関し、無償貸付又は減額貸付をすることができる場合を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例  
岡山市スポーツ・文化振興基金条例（昭和62年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 多目的屋内施設（アリーナ）の整備

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

多目的屋内施設（アリーナ）の整備を設置目的に追加するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 3 6 年市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 0 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係

る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条第2項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第12条の2から第12条の4までを次のように改める。

第12条の2から第12条の4まで 削除

第12条の4の2を削る。

第12条の5中「又は第12条の3の規定により算定して得た額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の規定により算定して得た額と第12条の3の規定により算定して得た額との合算額をいう。）」及び「第12条の12の規定により算定して得た額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の9の規定により算定して得た額と第12条の12の規定により算定して得た額との合算額をいう。）及び」を削る。

第12条の6中「又は第12条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改める。

第12条の7の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第12条の8の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者

につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「前条」を「前条第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の10の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第12条の11から第12条の14までを次のように改める。

第12条の11から第12条の14まで 削除

第12条の15中「又は第12条の11」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の8の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）」を削り、「240,000円」を「260,000円」に改める。

第12条の16第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条第1項中「第12条の2」及び「若しくは第12条の11」を削り、「第16条第1項各号」を「次条第1項各号」に改め、「若しくは第12条の4」を削り、同条第2項中「第12条の2」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の11」を削り、「第16条第1項各号」を「次条第1項各号」に改め、「若しくは第12条の4」を削る。

第16条第1項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の11」を削り、「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改める。

00円」に改める。

第16条の3第1項中「又は第12条の4」を削り、同条第3項中「又は第12条の4」、「又は第12条の13」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第12条の10第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同条第6項中「又は第12条の4」、「又は第12条の13」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第12条の10第2項」と」を削る。

第16条の4第1項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の11」を削り、「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第5項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の11」を削り、「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「第6項」を「前項」に改め、同条第8項中「又は第12条の2」を削り、「650,000円」を「660,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の6、第12条の15、第16条及び第16条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号ア（ウ）中「2 日以上 3 月未満の」を「公衆衛生上支障がないものとして規則で定める」に改め、「。以下同じ」を削り、同号ウ（ウ）、同号エ（ウ）及び同号サ（ウ）中「臨時的営業」の次に「（公衆衛生上支障がないものとして規則で定める営業をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 5 条第 1 項の規定による営業の許可の申請であって、この条例の施行の日前にされたものに対する審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料に関し、当該審査の対象となる営業の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 2 9 号 議 案

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

岡山市公衆浴場法施行条例（平成12年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌<sup>かん</sup>であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

公衆浴場における浴室の浴槽水の水質基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市旅館業法施行条例（平成12年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号ツ（イ）c中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌<sup>かん</sup>であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

旅館業に係る浴室の浴槽水の水質基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正  
する条例

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例（平成 2 6 年市条例第 2  
6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行  
規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 4 0 条の 6 6 第 1  
号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者  
の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤  
換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センター  
において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター  
の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号に  
おいて同じ。）」を加え、同号ウ中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6  
号）」を「施行規則」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第  
2 号中「前号」を「第 1 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号  
を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センタ  
ーの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する

区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 1 2 項各号列記以外の部分及び第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 9 号）の一部改正に伴い、養護老人ホームにおける職員の配置基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条  
例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項中「栄養  
士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 4 6 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項各号列記以  
外の部分及び第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を  
加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 1 2 項中「栄養  
士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号）の一  
部改正に伴い、特別養護老人ホームにおける職員の配置基準を改めるため、本条例の一部  
を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「第8項」を「前項」に改め、同条第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、軽費老人ホームにおける職員の配置基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 7 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 5 1 条第 2 項中「学校教育法」の次に「（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」を加える。

第 8 3 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定保育所等訪問支援事  
業所以外の」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 8 3 条第 1 項の改正規定は，  
公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 2  
4 年厚生労働省令第 1 5 号）の一部改正に伴い，指定児童発達支援事業所における従業者  
の配置基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 3 6 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第3項中「学校教育  
法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え，同条第4項ただし書中「栄養士」の  
次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い，指定福祉型障害児入所施設における従業者の配置基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 8 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号）の一部改正に伴い，指定生活介護事業所等における食事の提供に係る基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援  
施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 2 号）の一部  
改正に伴い，指定障害者支援施設等における食事の提供に係る基準を改めるため，本条例  
の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、生活介護事業所等における食事の提供に係る基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 7 号）の一部改正に伴い、障害者支援施設における食事の提供に係る基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第 1 5 0 条第 1 項，第 1 8 5 条第 1 項及び第 1 9 2 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）の一部改正に伴い，指定短期入所生活介護事業所等における従業者の配置基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 2 項中「，栄養士又は」を「，栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 9  
号）の一部改正に伴い，指定介護老人福祉施設に併設する指定通所介護事業所等における  
従業者の配置基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー  
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー  
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4  
年市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条の 9 中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第 1 3 3 条第 1 項，第 1 7 0 条第 1 項及び第 1 7 7 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は  
管理栄養士」を加える。

第 2 1 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供  
した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村  
等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ  
う努めなければならない。

附 則



この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第51条の9の改正規定及び第219条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い，指定介護予防短期入所生活介護事業所等における従業者の配置基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年市条例第 3 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号  
イ」に改め、同条第 4 号中「第 5 章」を「次章」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の  
ための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）の一部改正  
に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 7 4  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 2 2 条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ入所者ごとに個別  
支援計画を作成しなければならない。

第 2 6 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 2 7 条第 1 項中「計画（次条第 1 項において「更生計画」という。）」を「個別支援  
計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 2 8 条第 1 項中「更生計画」を「前条第 1 項の個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 7 条第 1 項第 6 号及び第 2 6 条第 1  
項第 6 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9  
6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 1 項，第 4 7 条第 2 号，第 5 9 条第 1 項，第 6 9 条第 1 項，第 4 項ただし書  
及び第 1 2 項ただし書，第 8 3 条第 1 項，第 9 3 条第 1 項並びに第 1 0 1 条第 1 項中「栄  
養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）の一部改正  
に伴い，児童福祉施設における職員の配置基準を改める等のため，本条例の一部を改正し  
ようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

岡山市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設（法第12条の4第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する最低基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第2条 この最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が



生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.9

- 5 平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年

の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって，市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって，市長が適当と認めたもの  
(心理療法担当職員の資格)

第22条 心理療法担当職員は，学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第23条 学習指導員は，教育職員免許法に規定する小学校，中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては，教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第24条 一時保護施設は，他の社会福祉施設を併せて設置するときは，必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は，入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については，適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備，食器等又は飲用に供する水については，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必

要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則



(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号。次項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第58条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 令和8年3月31日までの間は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の体制については、児童福祉施設設備運営基準条例第59条及び第66条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めたものを指導教育担当職員として置くことができる。

#### 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め  
る条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「1 0 年間」を「1 2 年間」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年  
内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園  
の職員配置に係る特例の期間を延長するため，本条例の一部を改正しようとするものであ  
る。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改める。

第6条第1項中「第7条第1項」を「次条第1項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分及び同項第1号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合  
小規模保育事業A型事業者等

第6条中第3項を第5項とし、同条第2項中「いずれをも満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改め

る。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれをも満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）の一部改正に伴い，食事の提供に係る基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定  
するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条—第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第  
3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規  
定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する最低基準（以  
下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 この最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な

訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、岡山市児童福祉審議会（岡山市児童福祉審議会条例（平成26年市条例第104号）に定める岡山市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設



けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及びその施設の長（管理者を含む。）は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画

の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要

する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条

第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
  - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる

区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する

	場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）第50条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）



第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年市条例第38号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録，作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想

定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

第 4 2 条中第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「の各号」を削り、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項

各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれをも満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について  
岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(岡山市立認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市今認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市あしもり認定こども園 岡山市北区大井 4 0 7 番地 1

第 4 条の表岡山市太伯認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市西大寺認定こども園 岡山市東区西大寺上一丁目 1 9 番 2 3 号

(岡山市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市大井保育園の項及び岡山市西大寺保育園の項を削る。

(岡山市立学校条例の一部改正)

第 3 条 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立足守幼稚園の項から岡山市立加茂幼稚園の項まで、岡山市立西大寺幼稚園の項及び岡山市立雄神幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

岡山市あしもり認定こども園及び岡山市西大寺認定こども園を設置するとともに、岡山市大井保育園ほか1園及び岡山市立足守幼稚園ほか4園を廃止するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

岡山市環境基本条例の制定について

岡山市環境基本条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に係る指針（第 7 条）

第 2 節 総合的推進のための施策（第 8 条－第 1 2 条）

第 3 節 効果的推進のための施策（第 1 3 条－第 2 5 条）

第 4 節 環境の保全に関する施策を推進するための体制（第 2 6 条）

第 5 節 地球環境保全（第 2 7 条・第 2 8 条）

第 3 章 環境の保全に関する審議会（第 2 9 条－第 3 5 条）

附則

岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸の穏やかな気候と豊かな自然によって形作られる固有の風土のもと、緩やかに自然と融和した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。

しかし、物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動により、環境への負荷が増大し、本市においても生活環境が悪化した。さらに、そのような活動は、地球温暖化をはじめとした気候変動や生物多様性の損失、環境汚染といった相互に関連した危機を生じさせ、地球的規模の環境問題として、より深刻さを増し人類を含む生物全ての生存基盤そのものを



脅かしは始めている。

このような局面を迎える中、全ての市民は、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。

この責務の下、私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた地域の環境を守り育てていくことが、地球環境保全につながることを理解し、自らの生活を見直すなど身近なところから環境への負荷が小さいまちづくりに取り組む必要がある。

このような認識の下、私たちは、全ての市民の参加により、自然と共生し、環境への負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全（良好な環境の復元及び創造等を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地

の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息又は生育の環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、全ての市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことができない基盤であるという認識の下、良好な環境を将来の市民へと手渡していくことを目指して行われなければならない。

2 環境の保全は、本市に暮らし活動する全ての人に参加し、人と自然との共生並びに物の循環的利用及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境の保全を基調とした文化を有することを目指して行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるという認識の下、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的、社会的特性に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全に関する施策で、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、自然環境の保全や美しい都市景観の創出、歴史的・文化的遺産の保全等により、快適な環境づくりに努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、環境の保全に係る必要な措置を自主的かつ積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策等

### 第1節 施策の策定等に係る指針

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨とし、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理及び化学物質に対する理解促進により、安全かつ健全な生活環境を確保すること。
- (2) 貴重な野生生物の生息又は生育の環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の保全を図ること。
- (3) 人と自然が健全に共生するための自然環境の保全とともに、自然資本を守りいかす社会経済活動を推進すること。
- (4) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑をいかして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。
- (5) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性をいかし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。
- (6) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、循環型社会の形成を推進すること。

(7) 地球温暖化の防止，気候変動影響への適応，プラスチック等の海ごみ対策を推進することにより，地球環境保全に貢献すること。

## 第2節 総合的推進のための施策

### (環境基本計画の策定)

第8条 市長は，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 目標を実現するための方策

(3) 前2号に掲げるもののほか，環境の保全に関する重要事項

3 市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は，環境基本計画を定めたときは，速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合性の確保)

第9条 市は，環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

### (環境影響評価)

第10条 市は，環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が，あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は，環境の保全を図るため，前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

### (環境の保全上の措置)

第11条 市は，公害を防止するため，公害の原因となる行為に関し，必要な措置を講ずるものとする。

2 市は，自然環境の保全を図るため，適正な自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある

る行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3節 効果的推進のための施策

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的な負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進しなければならない。

(資源の循環的利用及びエネルギーの効率的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーが循環的かつ効率的に利用され、廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、自発的な環境への

負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を促進するため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する取組を促進するため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加等)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により環境の保全に関する施策を効果的に推進するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究を行い、並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(年次報告)

第23条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に係る苦情の処理)

第24条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情を適切に処理するとともに、処理結果を当該苦情の申立者に速やかに通知するように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第25条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に

関する協定を締結するものとする。

#### 第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制

第26条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する活動を市民及び事業者並びに民間団体と共に推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

#### 第5節 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第27条 市は、地球環境保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者が地球環境保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(国際協力の推進)

第28条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

#### 第3章 環境の保全に関する審議会

(設置)

第29条 本市の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議を分掌して行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市環境総合審議会（以下「環境総合審議会」という。）
- (2) 岡山市公害対策審議会（以下「公害対策審議会」という。）
- (3) 岡山市自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）

(環境総合審議会)

第30条 環境総合審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること。
- (3) 環境の保全に関する重要事項であって、公害対策審議会及び自然環境保全審議会の

所掌に属しない事項

(公害対策審議会)

第31条 公害対策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境汚染物質（ばい煙，粉じん，汚水（温水及び廃液を含む。），騒音，振動，悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等をいう。）の監視及び大気汚染，水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること。
- (2) 環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること。
- (3) その他地域の環境汚染防止対策等に関する重要事項

(自然環境保全審議会)

第32条 自然環境保全審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物多様性地域戦略，生物多様性保全基本方針等に関すること。
- (2) 自然環境保全地区の指定，「身近な生きものの里」の認定等に関すること。
- (3) その他生物多様性の保全に関する重要事項

(組織)

第33条 環境総合審議会にあつては委員30人以内，公害対策審議会及び自然環境保全審議会にあつてはそれぞれ委員10人以内で組織する。

- 2 委員は，学識経験者，市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 委員は，再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは，当該委員は，後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第34条 第29条各号に掲げる審議会（以下「審議会」という。）に，会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理



する。

(会議等)

第35条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(岡山市環境保全条例の一部改正)

2 岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 削除

第3章 環境の保全に関する重点的施策等

第1節 総合的推進（第27条・第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境の保全（第31条－第37条）

第4節 事業活動からの環境の保全（第38条－第52条）

第4章 削除

第5章 雑則（第53条－第57条）

第6章 罰則（第58条－第68条）

附則

前文を削る。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、岡山市環境基本条例（令和 年市条例第 号）第3条に規定する基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の防止その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり環境への負荷の低減を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 環境への負荷 岡山市環境基本条例第2条第1号の環境への負荷をいう。

(2) 公害 岡山市環境基本条例第2条第3号の公害をいう。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第3条から第6条までを次のように改める。

第3条 削除

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者と連携して公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、自らの事業活動を行うに当たっては、率先して公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、主体的に公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、積極的に公害の防止その他の環境への負荷の低減のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章を次のように改める。

## 第2章 削除

第7条から第26条まで 削除

「第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等」を「第3章 環境の保全に関する重点的施策等」に改める。

「第1節 地球環境の保全」を「第1節 総合的推進」に改める。

第27条及び第28条を次のように改める。

(環境配慮指針及び行動指針)

第27条 市長は、環境基本計画（岡山市環境基本条例第8条の環境基本計画をいう。

以下同じ。）に基づき、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が環境への負荷の低減を図るために配慮すべき事項を示した指針（以下「環境配慮指針」という。）を策定するものとする。

2 市民及び事業者並びに民間団体は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針（以下「行動指針」という。）を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。

3 認証を受けた行動指針に基づき環境への負荷の低減を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境への負荷の低減に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第28条 削除

第29条中「及び事業者並びに市民」を「，市民及び事業者」に改める。

第29条の3第3項中「第52条の2第3号」を「岡山市環境基本条例第29条第3号」に改める。

第29条の4第1項中「第10条第1項に規定する」を削り、同条第6項中「市及び事業者並びに市民」を「市、市民及び事業者」に改める。

第29条の9の見出し中「移入種」を「外来種」に改める。

「第3節 都市生活活動からの環境保全」を「第3節 都市生活活動からの環境の保全」に改める。

第31条中「市は、自動車」の次に「（原動機付自転車を含む。以下同じ。）」を加える。

第32条第3項中「事業者及び市民」を「市民及び事業者」に、「環境負荷」を「環境への負荷」に改める。

第35条の見出し中「合併処理」を削り、同条第2項中「合併処理」及び「のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽」を削る。

「第4節 事業活動からの環境保全」を「第4節 事業活動からの環境の保全」に改める。

第40条を次のように改める。

#### 第40条 削除

第42条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第43条中「前条第2項」を「前条」に改める。

第44条中「第40条第1項，」を削り、「第40条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1号若しくは」を「第41条第1号又は」に改める。

第45条第1項中「第40条第1項，」及び「特定建築物又は」を削り、同条第2項中「第40条第1項，」，「特定建築物又は」及び「特定建築物若しくは」を削り、同条第3項中「，第40条第1項」を削る。

第46条中「第42条第2項」を「第42条」に改める。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 削除

#### 第52条の2 削除

第53条の見出し中「環境保全上」を「環境の保全上」に改める。

第54条第2項及び第55条第3項中「環境保全」を「環境の保全」に改める。

第67条第1号中「第42条第2項」を「第42条」に改める。

(岡山市公共物管理条例の一部改正)

- 3 岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第10条」を「第27条」に改める。

(地域主体による生物多様性の保全を推進する条例の一部改正)

- 4 地域主体による生物多様性の保全を推進する条例（平成22年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

前文中「以前より」を「以前から」に、「環境保全活動」を「環境の保全活動」に改める。

第1条中「地球環境の保全」を「岡山市環境基本条例（令和 年市条例第 号）第2条第2号の地球環境保全」に改める。

第3条第1項及び第2項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第7条第3項中「岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第52条の2第3号」を「岡山市環境基本条例第29条第3号」に改める。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の岡山市環境保全条例（以下「旧保全条例」という。）第52条の2に規定する環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、それぞれ、この条例の施行の日に第29条に規定する環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第33条第3項の規定にかかわらず、同日における旧保全条例第52条の6の規定により委嘱された環境総合審議会、公害対策審議会又は自然環境保全審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 6 この条例の施行の際現に存する旧保全条例第8条の規定による環境基本計画は、第8条の規定による環境基本計画が定められるまでの間、同条の規定による環境基本計画とみなす。

- 7 第23条の規定は、令和7年度に係る年次報告書から適用する。

## 提案理由

環境の保全に係る理念，施策の基本となる事項等を岡山市環境保全条例から独立して規定することにより明確化させる等のため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「土石」を「公共物又は公共物に流入するおそれのある場所に土石」に改め、「公共物に流入するおそれのある場所に」を削り、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 公共物又は公共物に流入するおそれのある場所に船舶、車両その他これらに類するものを投棄し、又は放置すること。

(4) 公共物に工作物その他これに類するものを次条第1項の規定による許可なく設置し、又は放置すること。

第15条第3項を削る。

第19条中「工作物の設置その他により公共物を使用」を「第9条第1項各号に掲げる行為を」に、「第9条第1項各号」を「同項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 漁業協同組合その他の規則で定める協同組合の管理の下に行われる規則で定める行為をしようとする者は、当該行為につき当該協同組合と市長との協議が成立したときに限り、第8条の規定にかかわらず、当該行為をすることができる。

第20条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（調査等）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第20条の2 前条（第3項を除く。）の規定は、他人が所有し、又は占有する船舶、車両その他の動産について準用する。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前項に規定する動産の所有者を調査するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関に照会することができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

#### 提案理由

公共物における禁止行為を明示する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 5 6 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 無料自転車駐車場

第3条第1項中「有料自転車駐車場」の次に「及び無料自転車駐車場」を加える。

別表第1の3の表を次のように改める。

3 無料自転車駐車場

名称	位置
吉備津駅西自転車駐車場	岡山市北区吉備津
吉備高原自転車道高松自転車駐車場	岡山市北区高松
牟佐上バス停自転車駐車場	岡山市北区牟佐
西大寺中野自転車駐車場	岡山市東区西大寺中野
平島バス停北自転車駐車場	岡山市東区南古都
平島バス停南自転車駐車場	岡山市東区南古都
浜野入口バス停自転車駐車場	岡山市南区新福二丁目
築港栄町東バス停自転車駐車場	岡山市南区築港栄町
築港新町バス停自転車駐車場	岡山市南区築港新町
ひかり幼稚園前バス停自転車駐車場	岡山市南区築港新町
千鳥町バス停自転車駐車場	岡山市南区千鳥町

豊成バス停自転車駐車場	岡山市南区豊成一丁目
福田バス停自転車駐車場	岡山市南区福田
築港元町バス停自転車駐車場	岡山市南区若葉町

別表第1の3の表の次に次の1表を加える。

#### 4 無料自転車等駐車場

名称	位置
中川橋バス停自転車等駐車場	岡山市北区一宮
栢谷バス停自転車等駐車場	岡山市北区栢谷
法界院駅前自転車等駐車場	岡山市北区学南町三丁目
北長瀬駅北口自転車等駐車場	岡山市北区北長瀬本町
吉備津駅前自転車等駐車場	岡山市北区吉備津
吉備津バス停自転車等駐車場	岡山市北区吉備津
久米鉄工センターバス停自転車等駐車場	岡山市北区久米
辛香バス停自転車等駐車場	岡山市北区菅野
備中高松駅西自転車等駐車場	岡山市北区高松
備中高松駅東自転車等駐車場	岡山市北区高松
建部駅前自転車等駐車場	岡山市北区建部町中田
田益バス停自転車等駐車場	岡山市北区田益
笹ヶ瀬バス停自転車等駐車場	岡山市北区津島笹ヶ瀬
平津橋バス停自転車等駐車場	岡山市北区檜津
金川駅前自転車等駐車場	岡山市北区御津金川
野々口駅前自転車等駐車場	岡山市北区御津野々口
葛城橋バス停自転車等駐車場	岡山市北区御津野々口
牟佐下バス停自転車等駐車場	岡山市北区牟佐
矢坂大橋バス停自転車等駐車場	岡山市北区矢坂西町
小林口バス停（横井上）自転車等駐車場	岡山市北区横井上
三幡農協前バス停自転車等駐車場	岡山市中区江崎
長岡西バス停自転車等駐車場	岡山市中区長岡

西川原駅自転車等駐車場	岡山市中区西川原一丁目
富山小北バス停自転車等駐車場	岡山市中区福泊
福泊バス停自転車等駐車場	岡山市中区福泊
嶽バス停自転車等駐車場	岡山市中区円山
池の内バス停自転車等駐車場	岡山市中区湊
池の内東バス停自転車等駐車場	岡山市中区湊
海吉バス停自転車等駐車場	岡山市中区海吉
自動車学校入口バス停（円山）自転車等駐車場	岡山市中区山崎
益野バス停（可知）自転車等駐車場	岡山市東区可知四丁目
鉄バス停自転車等駐車場	岡山市東区鉄
上道駅北口自転車等駐車場	岡山市東区上道北方
上道駅南口自転車等駐車場	岡山市東区中尾
益野町バス停自転車等駐車場	岡山市東区中川町
一日市バス停自転車等駐車場	岡山市東区一日市
藤井バス停自転車等駐車場	岡山市東区藤井
植松駅前自転車等駐車場	岡山市南区植松
大福バス停自転車等駐車場	岡山市南区大福
備前片岡駅前自転車等駐車場	岡山市南区片岡
西郡バス停自転車等駐車場	岡山市南区郡
備前西市駅南自転車等駐車場	岡山市南区西市
迫川駅前自転車等駐車場	岡山市南区迫川
彦崎駅前自転車等駐車場	岡山市南区彦崎
福浜小東バス停自転車等駐車場	岡山市南区福富東一丁目
都六区下バス停自転車等駐車場	岡山市南区藤田
平福バス停自転車等駐車場	岡山市南区三浜町一丁目

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

福田バス停自転車駐車を設置するとともに、無料自転車等駐車の駐車対象を明確化するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

松新町第17遊園地	岡山市東区松新町
彦崎第9遊園地	岡山市南区彦崎
藤原西町第2遊園地	岡山市中区藤原西町一丁目
藤崎第9遊園地	岡山市中区藤崎
広谷第9遊園地	岡山市東区広谷

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

松新町第17遊園地ほか4遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市港湾水域占用料徴収条例（平成 1 2 年市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

題名中「港湾水域」を「港湾区域内水域等」に改める。

第 1 条及び第 2 条中「港湾区域内の水域」を「港湾区域内水域等」に改める。

別表中工作物の項の前に次のように加える。

小型船舶等	1 平方メートル	1 1 0 円	小型船舶等とは、小型船舶の登録等に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 0 2 号）第 2 条に規定する小型船舶及び漁船法（昭和 2 5 年法律第 1 7 8 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船とする。
-------	----------	---------	--

別表工作物の項中「5 0 円」を「1 1 0 円」に改め、同表電柱類の項中「1 7 0 円」を「4 2 0 円」に改め、同表管類の項中「2 0 円」を「5 6 円」に改め、同表貯木の項中「4 0 円」を「1 1 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 7 条第 1 項の規定による許可を受けて港湾区域内の水域を占有している者が、施行日以後において引き続き同一の占有物件により当該水域を占有する場合の当該占有

物件の占用料の額は、占有物件ごとに算出した占用料の額が占有物件ごとに算出した前年度の占用料の額（令和6年度途中で許可した占有物件については、年額に換算した占用料とする。）に1.2を乗じて得た額を超える場合には、改正後の別表の規定にかかわらず、前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額とする。

- 3 施行日前に占有許可を受けた者に係る占用料で、施行日前に納入通知があったものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

小型船舶等に係る港湾区域内水域等の占用料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 15,000円
- (2) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円
- (3) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 54,000円

第3条第1項第5号を削り、同項第6号中「73,000円」を「78,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「194,000円」を「206,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「337,000円」を「358,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「552,000円」を「587,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合は、次の各号に掲げる区分





0円」を「165,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「265,000円」を「282,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「452,000円」を「481,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同条第2項第1号中「30平方メートル」を「100平方メートル」に、「11,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「32,000円」を「34,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「51,000円」を「54,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「70,000円」を「75,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「149,000円」を「158,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「258,000円」を「274,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「447,000円」を「476,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同条に次の1項を加える。

4 前3項において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となっている場合又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号の複合建築物をいう。）である場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 一戸建ての住宅1棟当たり 5,000円
- (2) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円
- (3) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- (4) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
- (5) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 82,000円
- (6) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 128,000円

- 0 平方メートル未満のもの 132,000円
- (7) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 200,000円
- (8) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 304,000円
- (9) 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。以下同じ。）1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円
- (10) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
- (11) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (12) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 82,000円
- (13) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (14) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 165,000円
- (15) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 206,000円
- (16) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 288,000円

第6条第1号中「18,000円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「13,000円」を「14,000円」に改める。

第7条第1号中「30平方メートル」を「100平方メートル」に、「11,000円」を「15,000円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「31,000円」を「33,000円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「49,000円」

を「52,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「66,000円」を「70,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「134,000円」を「143,000円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「230,000円」を「245,000円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「396,000円」を「421,000円」に改め、同号を同条第8号とする。

第10条中「法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面及び」を削り、「第11条の4第1項第1号から第6号まで」を「第11条の3第1項第1号から第8号まで」に改める。

第11条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条第1項第1号ア（ア）中「（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同号ア（イ）中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査手数料の額は、160,000円とする。

第12条第1項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号アからエまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 4,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 82,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 200,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 303,000円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

(ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

(ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 82,000円

(ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円

(ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 164,000円

(ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 205,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 288,000円

エ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。） 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額

(ロ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに定める額

第12条第1項第2号アからエまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 誘導仕様基準（基準省令第10条第2号イ（2）又はロ（2）に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。）による場合 17,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 34,000円
- (イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 19,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 39,000円
- イ 共同住宅等 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 33,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 70,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 58,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 118,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 105,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 201,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 159,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 288,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 誘導仕様基準による場合 293,000円

- b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 567,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 誘導仕様基準による場合 496,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,003,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 誘導仕様基準による場合 871,000円
  - b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,845,000円
- ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - a モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準又は同令第10条第1号イ（2）若しくはロ（2）に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。）による場合 89,000円
    - b モデル建物法以外の評価方法による場合 233,000円
  - (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - a モデル建物法による場合 113,000円
    - b モデル建物法以外の評価方法による場合 292,000円
  - (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - a モデル建物法による場合 149,000円
    - b モデル建物法以外の評価方法による場合 377,000円
  - (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - a モデル建物法による場合 242,000円
    - b モデル建物法以外の評価方法による場合 538,000円

(イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 316,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 663,000円

(ロ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 380,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 784,000円

(ハ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 446,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 894,000円

(ニ) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 577,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 1,115,000円

エ 複合建築物 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ（ア）から（キ）までのa又はbに定める額と非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたウ（ア）から（ク）までのa又はbに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ（ア）から（キ）までのa又はbに定める額

(ロ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたウ（ア）から（ク）までのa又はbに定める額

第12条第3項各号を次のように改める。

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって、登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。）が交付する適



合証（当該変更の内容が同項に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であつて、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。）の写しの提出がある場合認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) その他の場合 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

第12条第4項中「100円未満」を「1,000円未満」に改め、同条第5項中「2,200円」を「2,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に係ることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、建築物の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

第13条第1項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ（2）若しくはロ（2）又は基準省

- 令第10条第2号イ(2)若しくはロ(2)に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。)による場合 17,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 34,000円
- イ 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 19,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 39,000円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 33,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 70,000円
- イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 58,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 118,000円
- ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 105,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 201,000円
- エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 159,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 288,000円
- オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げ

る評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 仕様基準による場合 293,000円

(イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 567,000円

カ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 仕様基準による場合 496,000円

(イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 1,003,000円

キ 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 仕様基準による場合 871,000円

(イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 1,845,000円

(3) 工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）の用途に供する非住宅建築物

次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 19,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 23,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 27,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 31,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 38,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 43,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 97,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 104,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 146,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 154,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 182,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 190,000円

キ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 226,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 236,000円

ク 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 314,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 326,000円

(4) 工場等以外の用途に供する非住宅建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 89,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 233,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方

法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 113,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 292,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 149,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 377,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 242,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 538,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 316,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 663,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 380,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 784,000円

キ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 446,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 894,000円

ク 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 577,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 1,115,000円

(5) 複合建築物 当該申請に係る建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、

当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積及び評価方法の区分に応じた第2号アからキまでの(ア)又は(イ)に定める額と当該申請に係る建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積及び評価方法の区分に応じた前号アからクまでの(ア)又は(イ)に定める額を合算して得た額

第13条第2項を次のように改める。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 変更前の建築物エネルギー消費性能適合性判定が所管行政庁以外の者により行われた場合又はその変更の前後において、前項第1号ア又はイ、第2号アからキまで、第3号アからクまで及び第4号アからクまでの(ア)又は(イ)に掲げる評価方法の適用に変更が生じる場合 計画の変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ前項各号に定める額

(2) その他の場合 計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、前項各号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ前項各号に定める額を加えて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

第14条第1項中「第35条第1項の」を「第30条第1項の」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア中「(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。)」を削り、「4,800円」を「4,000円」に改め、同号イ中「非住宅部分を有しない」及び「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「床面積(共用)」を「次に掲げる床面積(共用)」に改め、同イ(ア)中「9,700円」を「9,000円」に改め、同イ(イ)中「20,800

円」を「20,000円」に改め、同イ（ウ）中「46,500円」を「45,000円」に改め、同イ（エ）中「5,000平方メートル以上」の次に「10,000平方メートル未満」を加え、「83,400円」を「82,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 200,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 303,000円

第14条第1項第1号ウ中「（非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「床面積」を「次に掲げる床面積」に改め、同ウ（ア）中「9,700円」を「9,000円」に改め、同ウ（イ）中「17,000円」を「16,000円」に改め、同ウ（ウ）中「27,800円」を「27,000円」に改め、同ウ（エ）中「83,400円」を「82,000円」に改め、同ウ（オ）中「132,000円」を「130,000円」に改め、同ウ（カ）中「166,000円」を「164,000円」に改め、同ウ（キ）中「25,000平方メートル以上」の次に「50,000平方メートル未満」を加え、「208,000円」を「205,000円」に改め、同号ウに次のように加える。

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 288,000円

第14条第1項第1号エ中「（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同エ（ア）から（ウ）までを次のように改める。

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から  
（ク）までに定める額

第14条第1項第2号アからエまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 17,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 34,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 19,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 39,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない  
方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 33,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 70,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価  
方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 58,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 118,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる  
評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 105,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 201,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げ



る評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 159,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 288,000円

(d) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 293,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 567,000円

(e) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 496,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,003,000円

(k) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 871,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,845,000円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 89,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 233,000円

(i) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 113,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 292,000円

(u) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 149,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 377,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる  
評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 242,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 538,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げ  
る評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 316,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 663,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲  
げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 380,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 784,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲  
げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 446,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 894,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 577,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 1,115,000円

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合  
計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た  
面積。以下このエにおいて同じ。）及び評価方法の区分に応じたイ（ア）から  
（キ）までのa又はbに定める額と非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応  
じたウ（ア）から（ク）までのa又はbに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ（ア）  
から（キ）までのa又はbに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたウ

(ア) から (ク) までの a 又は b に定める額

第14条第2項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第3項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第37条」を「第32条」に改め、同項第1号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合」を削り、「第1項第1号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円）」を「認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円）」に改め、同項第2号中「第1項第2号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円）」を「認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円）」に改め、同条第4項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第14条第5項を次のように改める。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る部分以外の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定に対する審査手数料の額は、2,000円とする。

第14条に次の1項を加える。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、建築物の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

第18条中「第8条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市開発行為許可事務，宅地造成等に関する工事許可事務等手数料条例の  
一部を改正する条例の制定について

岡山市開発行為許可事務，宅地造成等に関する工事許可事務等手数料条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市開発行為許可事務，宅地造成等に関する工事許可事務等手数料条例の  
一部を改正する条例

岡山市開発行為許可事務，宅地造成等に関する工事許可事務等手数料条例（平成12年  
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（宅地造成等工事許可等申請手数料）」に改め，同条第1項を次の  
ように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による工事  
の許可の申請に対する審査手数料の額は，次の各号に掲げる工事の区分に応じ，それぞ  
れ当該各号に定める額とする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積  
の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア 500平方メートル以下のとき 15,000円

イ 500平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき 25,000  
円

ウ 1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 36,0  
00円

エ 2,000平方メートルを超え，3,000平方メートル以下のとき 53,0

00円

オ 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 61,000円

カ 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 83,000円

キ 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以下のとき 130,000円

ク 20,000平方メートルを超え, 40,000平方メートル以下のとき 200,000円

ケ 40,000平方メートルを超え, 70,000平方メートル以下のとき 320,000円

コ 70,000平方メートルを超え, 100,000平方メートル以下のとき 450,000円

サ 100,000平方メートルを超えるとき 590,000円

(2) 土石の堆積に関する工事 次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額

ア 500平方メートル以下のとき 10,000円

イ 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 12,000円

ウ 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 15,000円

エ 2,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以下のとき 18,000円

オ 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 26,000円

カ 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 29,000円

キ 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以下のとき 35,

000円

ク 20,000平方メートルを超え, 40,000平方メートル以下のとき 49,000円

ケ 40,000平方メートルを超え, 70,000平方メートル以下のとき 66,000円

コ 70,000平方メートルを超え, 100,000平方メートル以下のとき 100,000円

サ 100,000平方メートルを超えるとき 120,000円

第4条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定による工事の変更許可の申請に対する審査手数料の額は, 変更許可1件につき, 次に掲げる額を合算した額とする。ただし, その額が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合であって590,000円を超えるときは590,000円とし, その額が土石の堆積に関する工事の場合であって120,000円を超えるときは120,000円とする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査手数料の額は, 次の各号に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20,000平方メートル以下のとき 10,000円

(2) 20,000平方メートルを超え, 40,000平方メートル以下のとき 15,000円

(3) 40,000平方メートルを超え, 70,000平方メートル以下のとき 23,000円

(4) 70,000平方メートルを超え, 100,000平方メートル以下のとき 36,000円

(5) 100,000平方メートルを超えるとき 49,000円

附 則

この条例は, 令和7年4月1日から施行し, 改正後の岡山市開発行為許可事務, 宅地造

成等に関する工事許可事務等手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

#### 提案理由

宅地造成等に関する工事の許可申請に対する審査手数料を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 6 1 号 議 案

岡山市埋立行為等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について  
岡山市埋立行為等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市埋立行為等の規制に関する条例を廃止する条例

岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年市条例第90号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の岡山市埋立行為等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項又は第10条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、当該許可をするかどうかの処分がなされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第7条第1項若しくは第10条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第7条第1項若しくは第10条第1項の許可を受ける者に関する埋立行為等の規制その他の措置については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第23条の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可等を要する埋立行為等の変更を行おうとするときは、旧条例第10条第3項において準用する旧条例第7条第1項ただし書の規定

にかかわらず，旧条例第10条第1項に規定する廃止の許可を受けなければならない。

4 施行日前にされた旧条例第23条又は第24条の規定による命令については，当該命令に係る事由が消滅する日までの間は，なお従前の例による。

5 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

#### 提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき，本市全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し，同法による規制を行うため，本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
岡山市農業集落排水処理施設条例（平成 2 年市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表宇甘東地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

宇甘東地区農業集落排水処理施設を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 3 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場業務条例（令和 2 年市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	倉庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月	1, 6 5 0 円	を
-----	-------	--------------------	------------	---

」

「

青果棟南荷積場使用料	1 棟につき 1 月	2 8 8, 8 3 4 円	に改める。
倉庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月	1, 6 5 0 円	

」

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

青果棟南荷積場の使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 4 号 議 案

岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例（平成 28 年市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「第 2 項の期末手当基礎額」を「同条第 2 項の期末手当基礎額」に改め，同条を第 1 2 条の 3 とし，第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（夜間学級教育業務手当）

第 1 2 条の 2 夜間その他特別な時間において授業を行う学級を置く中学校に勤務する教育職員であつて教育委員会規則で定めるものが，当該学級における授業，指導，養護，校務の整理等に 1 日のうち 1 時間以上従事したときは，特殊勤務手当として，夜間学級教育業務手当を支給する。

2 夜間学級教育業務手当の額は，勤務 1 日につき 1，500 円以内で教育委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

夜間学級における授業等に従事する教育職員に対し、夜間学級教育業務手当を支給する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 5 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3会計年度任用職員給料表コ特定職（月額）の表医師以外の項中「365,400以内」を「398,600以内」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

外国語指導助手等の会計年度任用職員に係る給料及び基本報酬の月額の上限を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 6 号 議 案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年市条例第 3  
6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

問題行動等対策委員会委員（岡 山市問題行動等対策委員会設置 条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 7 号）第 7 条第 1 項の調査部会 に属する委員が同条例第 2 条第 2 号の調査を行う場合に限 る。）	2 2, 0 0 0 円		
--	--------------	--	--

別表第 1 精神医療審査会委員の項中「1 1, 5 0 0 円」を「1 7, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 精神医療審査会委員の  
項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



#### 提案理由

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査を行う問題行動等対策委員会委員及び精神医療審査会委員の報酬の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。